

平成19年7月19日制定

平成25年4月 1日改正

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター 試験業務約款

(目的)

第1条 この約款（以下「本約款」という。）は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センター試験業務規程（以下「業務規程」という。）第8条第1項により公益財団法人 日本住宅・木材技術センター（以下「甲」という。）が引き受けた試験業務にかかる甲と申請者との合意を明確にするとともに、業務を円滑に推進するために定めるものである。

(契約の成立)

第2条 本約款のほか業務規程第8条第4項に基づき甲が承諾印を押印した申請書（以下「承諾申請書」という）及び業務計画書（別記様式h w - 1）をもって一体の契約とする。

2 甲と承諾申請書の交付を受けた者（以下「乙」という。）との契約は、承諾申請書に記載された交付日をもって締結されたものとし、当該契約にかかる業務（以下「本件業務」という）は、同日をもって甲が引き受け、業務を開始したものとする。

3 本件業務は、業務計画書に記載された証明書（以下、認定書等という。）の交付日（以下「業務期日」）をもって完了を予定し、契約は乙が証明書を受理した日又は手数料の返還等により業務のうち切りが確定した日をもって完了する。

(手数料の納入)

第3条 業務規程第12条第2項の指定期日は、同条第1項により甲が発行した請求書を乙が受理した日の翌日から数えて14日目の日とする。

2 甲は、前項の期日までに手数料が納入されない場合、乙に納入を催告するとともに本件業務の中断を通知することができる。

(申請内容の変更)

第4条 乙は、契約締結日より14日以内に申請内容の変更を文書で甲に申し出ることができる。

2 甲は、前項の変更が大幅なものであると判断した場合、本件業務に関して業務規程第7条により行われた申請（以下「本件申請」という。）の取り下げを乙に求めることができる。

- 3 乙の責めに帰すことのできない原因により本件業務が続行できなくなったときは、申請内容の変更又は本件申請の取り下げを甲乙間で協議するものとする。

（書類、図書の追加及び修正）

- 第5条 甲は、本件業務を担当する試験員（以下「丙」という。）が乙より提出された書類等のみでは本件業務を行うことが困難であると判断した場合、その判断根拠を示して試験用提出図書の追加又は建築材料その他必要なものの提出を乙に求めることができる。
- 2 甲は、丙が本件申請に係る試験用提出図書に不備を認めるときは補正、その他必要な措置を乙に求めることができる。
 - 3 甲は、前2項の請求に当たって乙と協議の上その履行期限を定めるものとする。

（申請の取り下げ）

- 第6条 乙は、証明書が交付されるまでの間において、業務規程第11条の規定により本件申請を取り下げることができる。

（業務の延期）

- 第7条 甲は、本件業務が早期に進捗した場合、業務期日以前に乙に証明書を交付することができる。
- 2 甲は、不可抗力もしくは乙の責めに帰すべき理由により業務期日までに証明書を乙に交付できない場合には、その理由を明示して業務期日を延期することができる。
 - 3 乙が業務期日の延期を申し出た場合には、甲乙協議のうえ、業務期日を延期することができる。ただし、乙の申し出が正当でないもしくは甲に過大な負担を生ずる場合には延期しないものとする。

（引き受けの取り消し）

- 第8条 甲は、乙が本件申請において故意に事実と反する事項により申請したことが明らかになった場合、乙に通知して本件申請に係る引き受けを取り消すものとする。
- 2 甲は、正当な理由なく次の各号の一に該当したときは、乙に通知して本件申請に係る引き受けを取り消すことができる。
 - 一 乙が手数料を納入しないまま第3条第2項の催告以降7日を経過した場合
 - 二 第4条第2項に該当し、乙が取り下げを行わないまま請求後14日を経過した場合
 - 三 第5条第1項又は同条第2項に該当し、乙が求められた措置を講じないまま同条第3項の期限以降7日を経過した場合
 - 四 前条第3項により業務期日を延期しないことに乙が同意しない場合

（業務の打ち切り）

第9条 甲は、前条により引き受けを取り消した時点において、本件業務を打ち切るものとする。

2 甲は、第6条による乙の申し出の理由が正当であると認めた時点で本件業務を打ち切るものとする。

（業務計画変更確認書）

第10条 甲は、第3条から前条までの規定により第2条第1項の業務計画書を変更したときは、業務計画変更確認書（別記様式h w - 2）を乙に交付する。

（手数料の精算）

第11条 甲は、第9条により業務を打ち切った場合、乙が甲に納入した手数料から次に掲げる経費を差し引いた額を乙に返還するものとする。ただし、第8条第1項に該当する場合は返還を行わない。

- 一 契約日から本件業務の打ち切りまでの間において甲が本件業務に関して支出した額
- 二 契約日から本件業務の打ち切りまでの期間における丙及び本件業務を担当した財団職員が本件業務に携わった時間数量に応じた人件費
- 三 返還に必要な経費

2 甲は、前項の返還を業務うち切りの日から14日以内に行うものとする。

（付則）

この約款は、平成19年8月24日から施行する。

この約款は、平成25年4月1日に改正する。